

## 第1回 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画庁内検討委員会【会議結果】

1. 日時 平成29年9月28日(木) 午前10時00分～午前11時30分
2. 場所 甲賀市役所水口庁舎 4階 402会議室
3. 出席者
  - (1) 委員 政策推進課 出嶋課長補佐、地域コミュニティ推進課 清水課長、  
人権推進課 地平課長、障がい福祉課 澤田課長、すこやか支援課 西田課長、  
生活支援課 北村課長補佐、商工労政課 松岡課長、学校教育課 田嶋課長補佐、  
社会教育課 奥田課長、保育幼稚園課 田中課長、発達支援課 細井課長、  
子育て政策課 福井課長 (以上12名)
  - (2) 事務局 子育て政策課 本多参事、田中課長補佐、田中係長  
保育幼稚園課 井上課長補佐、赤木課長補佐

## 4. 会議結果

- (1) あいさつ こども政策部 部長
- (2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画庁内検討委員会の位置づけ
  - ・甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の成り立ち
  - ・庁内検討委員会設置規程

## (3) 議事

## ①甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の中間見直しについて

※詳細は別紙議事録のとおり

## ②第4章「量の見込み」の見直しについて

<概要>

## 【人口推移】(P45～P48)

H26, H27, H28の実績(4/1現在)を加える

## 【教育保育給付】(P50～P57)

住居区域外の通園が現状としてあり、さらに幼保再編計画の結果により施設の見直しが予測されるため、現時点での量の見込みは見直しをしない。

## 【利用者支援事業】(P62)

子育て支援センターで実施している5件に加え、母子保健型として、水口保健センター、甲賀保健センターの2つを加える。他3つの保健センターでは同様の事業は実施しているが、第二種社会福祉事業所の届出ができないため見直しの数にはいれない。

## 【時間外保育事業】(P63)

幼保再編計画の結果により施設の見直しが予測されるため、現時点での量の見込みは見直しをしない。

## 【実費徴収に係る補足給付を行う事業】(P65)

当初の計画策定後に事業の実施が決定したため、今回の見直しについては、実績に基づき計画する。

## 【多様な主体が参入することを促進するための事業】(P66)

詳細が未決定であり、実施がないため当初計画どおりとする。

## 【放課後児童健全育成事業】(P67～69)

当初の計画では、人口減少とともに児童クラブの利用数も減少する見込みであったが、実績等から利用率の増加が見込まれるため、各地域の見直しを行った。

また、中間見直しの考え方に、女性就労率の増加を裏付ける資料として厚生労働省の見込みを加えた。

**【子育て短期支援事業】（P 7 0）**

受け入れ体勢の整備はできており、利用実績はないが問い合わせ等はあるため、今後の利用があると見込み、計画の変更はしない。

**【乳幼児全戸訪問事業】（P 7 0）**

計画策定時の見込みと実績の乖離がみられないため、計画の変更はしない。

**【養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業】（P 7 1）**

計画策定時の見込みと実績の乖離がみられないため、計画の変更はしない。

**【地域子育て支援拠点事業】（P 7 2）**

5か所の子育て支援センターと甲南のつどいの広場の利用数について、地域ごとに利用数の差は生じているが、定員を設け実施している事業では無いこと、市域でどこの地域からでも参加ができることから市全体での実績値では10%以上の見込みとの乖離は認められるものの、平成29年度に開設した甲賀市子育て世代包括支援センターの利用数の増加を見込み、今回の見直しは行わない。

**【一時預かり保育事業】（P 7 4～P 7 7）**

幼稚園での預かり保育について、当初計画時では2号認定の量の見込みを計上していたが、計画策定後、市内幼稚園において2号認定はしておらず、1号認定のみであるため、水口地域、甲南地域の2号認定を1号認定へ合算する。

**【病児保育事業】（P 7 8）**

計画には水口子育て支援センターで実施している病後児保育の実績を計上しており、申込みに対し利用の確保が不足したためマイナス値が計上されている。今後の見込みについては、病児保育事業の開始を見込むため、現時点での計画の変更はしない。

**【子育て援助活動支援事業】（P 7 8）**

学習支援事業の送迎利用のため、H28実績が大きく乖離しているがH29年度から利用方法の見直しがあり、実績が減少する見込みであるため計画の変更はしない。

**【妊婦健康診査事業】（P 7 9）**

実績値の修正を行い、計画との乖離がみられないため、計画の変更はしない。

③第5章 子ども・子育て支援事業の方向性

- ・機構改革による担当課名称の変更
- ・P 8 8 「ワークライフバランスの普及・啓発」すべての項目から人権推進課を削る
- ・P 8 8 「男女共同参画の啓発」の人権推進課を商工労政課に変える
- ・P 8 8 「父親の育児参加促進」の人権推進課を商工労政課に変える
- ・P 8 9 「小児医療の充実」に健康医療政策課を加える
- ・P 9 0 「生きる力を育む教育・人権教育」に社会教育課、人権推進課、生活支援課を加える
- ・P 9 0 「多様な学習活動の支援と拠点の確保」に生活支援課を加える

## ④第6章 5つの重点プロジェクトについて

計画策定時の政策に基づいた「5つの重点プロジェクト」を社会情勢等の変化に伴い見直しを行う。また、平成29年度に第2次総合計画が策定済み。

## (4) その他

## 第2次計画のスケジュールについて

7/25 「第1回子ども・子育て応援団会議」見直しの実施について報告

9/15<sup>ア</sup> 滋賀県へ「量の見込みに関する2次調査」を報告

9/28 子ども・子育て応援団計画庁内検討委員会 会議開催

11/14 「第2回子ども・子育て応援団会議」見直し（案）の提案

11/中 計画（改訂版）の作成準備（平成29年度予算）

12 議会 文教委員会説明

1月 パブコメ

2/中 実施計画の各課見直し依頼・集計

2/下 子ども・子育て応援団計画庁内検討委員会 会議開催

※見直し後の計画に基づく、実施計画の再編成

3 議会 文教委員会報告

3/末 計画（改訂版）の発行

## (5) 閉会